

公益財団法人三郷市文化振興公社役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成24年5月23日議案第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人三郷市文化振興公社（以下「公社」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 公社は、理事会又は評議員会に出席した役員等に対し報酬を支給することができる。ただし、三郷市の職員である役員等には支給しない。

2 役員等の報酬の額は別表第1により支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が公社の業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を別表第2により支給する。

2 前項に規定する旅費の支給については、公益財団法人三郷市文化振興公社職員旅費規程を準用する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 区分 | 報酬日額 | 用 務 |
|-----|------------|---------------|
| 役員等 | 8, 0 0 0 円 | 理事会、評議員会等への出席 |

別表第2（第4条関係）

| 区分 | 日当 | 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料等 |
|-----|------------|------------------------|
| 役員等 | 3, 0 0 0 円 | 職員旅費規程の計算の例による |